

第四次宇部市総合計画後期実行計画策定方針（案）

1 第四次宇部市総合計画後期実行計画策定の趣旨

本市は平成 22 年 3 月に「第四次宇部市総合計画」を策定し、「みんなで築く 活力と交流による元気都市」を基調に、これまで、前期実行計画（平成 22 年度～25 年度）及び中期実行計画（平成 26 年度～29 年度）に掲げた諸施策を総合的かつ効果的に実施してきたところである。

一方で、平成 7 年をピークに減少に転じている本市の人口は、今後も更なる減少が予測され、将来に向けて本市が持続的に発展を遂げていくためには、迅速、かつ、着実な対応が求められている。

このため、今後のまちづくりとして、本市がこれまで取り組んできた産業振興をさらに拡充強化し、地元経済の活性化や産業力の強化、安定した雇用の創出など、若い世代の流出を抑制し地域の豊かさにつながる施策を積極的に進めていくとともに、幅広い世代の人材の誘致や育成、人口定着、さらには、市民誰もがはつらつと暮らしていくことができる健康活躍社会の実現など、人口減少が進行する中であっても魅力と活力のある希望あふれるまちづくりを進めていくこととする。

こうした考えのもと、市制施行 100 周年という大きな節目を目標年次とする「第四次宇部市総合計画後期実行計画」（以下「後期実行計画」という。）は、現在を生きる私たちが、次世代に向けて“希望あふれる未来”をバトンタッチできるよう、オール宇部市として様々な課題に立ち向かいチャレンジする、重点的かつ戦略的な行政計画として策定するものである。

2 後期実行計画の役割と性格

- (1) 後期実行計画は、本市の求める都市像の実現に向け、目標及び基本施策の方向性を明らかにするものであり、産官学民のそれぞれの今後の活動指標となるものである。
- (2) 後期実行計画は、更に厳しさを増す財政状況の中にあって、真に必要とされる事業を厳選し、市行政の役割及び施策の体系と方向を明らかにするとともに、市行政を総合的、計画的及び効果的に推進する指針となるものである。
- (3) 後期実行計画は、国・県の計画や事業・制度との関連を保ちながら、国・県が実施するものに対して、その実現を要請する基本となるものである。

3 後期実行計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度を初年度として、平成 33 年度までの 4 か年間とする。

4 後期実行計画策定の基本的な方法

- (1) 第四次宇部市総合計画基本構想を基調として策定を行い、実効性の高い計画とする。
- (2) 後期実行計画の策定に当たっては、推進本部を軸として、庁内各部局は創意を結集し、計画策定に参画するものとする。

- (3) 基礎調査資料及び国・県等の情報を収集するとともに、その他関係機関の積極的な指導援助と協力を求めるものとする。
- (4) 中期実行計画の進捗状況を検証しながら、社会経済情勢の動向や、市民・学生へのアンケート調査など市民意向を踏まえ、計画の方向性を定める。

5 市長マニフェストと宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

- (1) 市長マニフェストに掲げられた方針や政策提言については、後期実行計画における施策体系へ位置づけるとともに、具体的な事業への落とし込みを行うものとする。
- (2) 総合戦略の進捗状況に留意しながら、K P I の達成に向けた取り組みを加速させるための効果的な事業構築を検討する。

6 後期実行計画策定の体制（総合計画・実行計画専門部会の設置）

市長マニフェストに記されている7つの柱をもとに専門部会を編成し、各施策事業や成果指標等を検討していくこととする。

7 スケジュール（予定）

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針（案）作成 ・各専門部会・プロジェクトチーム等の設置
8月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査実施 ・各専門部会・プロジェクトチーム等での検討
10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・施策体系（案）の作成 ・骨子（案）の作成
12月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・素案（案）の作成 ・パブリックコメントの実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・議会へ最終（案）を上程